

学校いじめ防止基本方針(富士市立岳陽中学校)

【基本方針の策定にあたって】

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その傷の大きさや深さは本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づき、理解しようとするのが大切です。いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。学校は、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供し、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。

いじめが発見された場合には、まず、いじめられた児童生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことが大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校・家庭・地域等が協力し、いじめられた子供への支援はもちろんのこと、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じて、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関と連携することも必要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に以下のように明記されています。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律でいじめとは①行為をした者(A)も行為の対象となった者も(B)も児童生徒であること、②AとBとの間に一定の人的関係が存在すること、③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと、④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること、と規定されています。つまり、いじめは、行為の対象となった児童生徒が「嫌だと感じれば」いじめであるということになります。また、「嫌がらせや無視、陰口」であっても、いじめです。いじめの内容に軽重はないと捉えます。

2 いじめ防止対策のための組織

いじめについては、組織的な対応をしていきます。そのために、いじめ対策委員会(以下、委員会)をつくり、いじめ予防の措置、いじめが起こってしまった場合の対応を組織でしていきます。

〈いじめ対策委員会 組織〉

〈いじめ対策委員会(以下、委員会)〉

構成員: 校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等

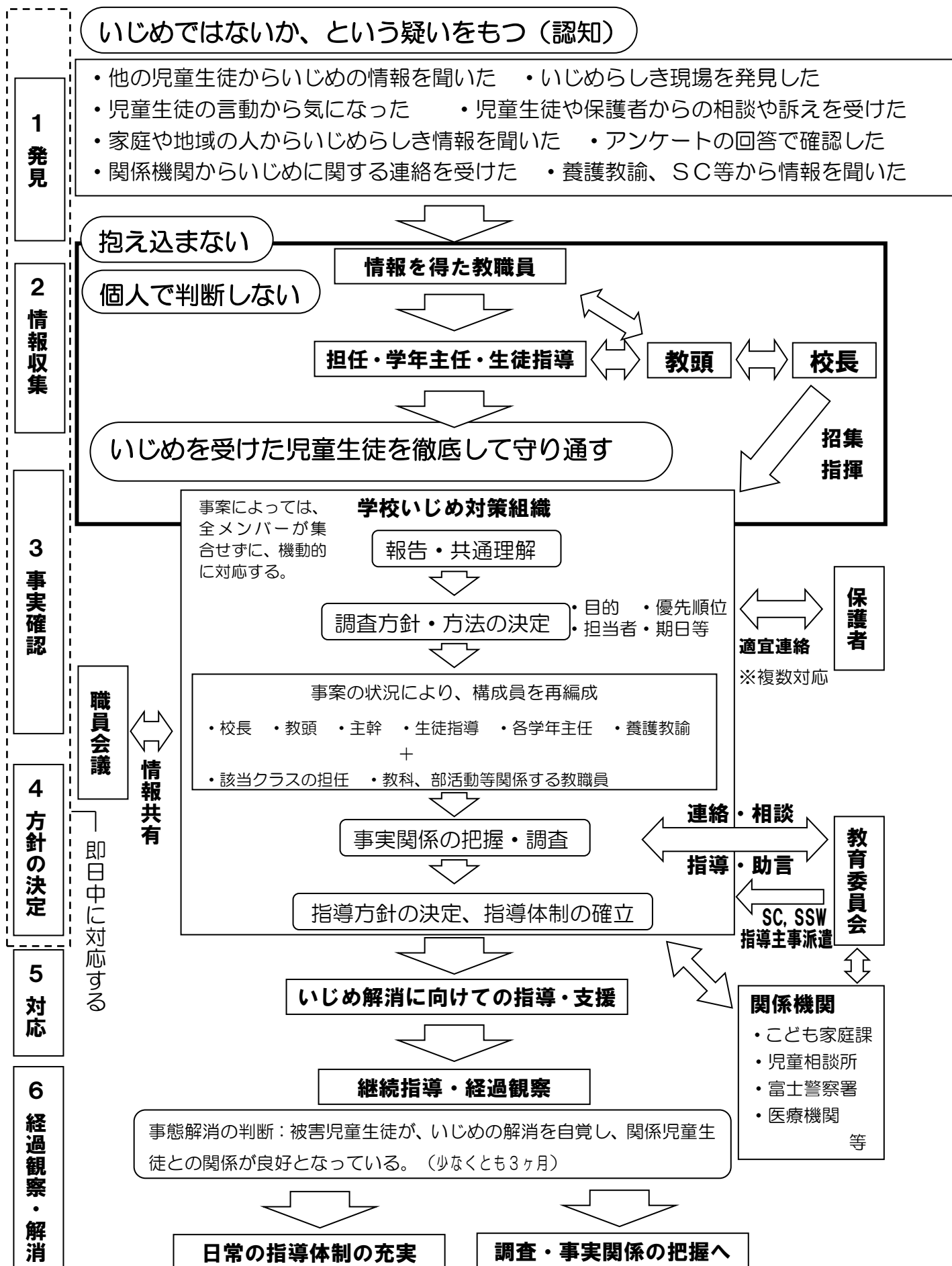
〈拡大いじめ対策委員会(以下、拡大委員会)〉

構成員: いじめ防止対策委員 + PTA会長・副会長、SC、SSW、
富士警察署サポートセンター、青少年相談センター、学校教育課 等

〈いじめ対策年間計画〉

月	日	事項	関連事項
4	上旬 中旬 下旬	・職員会議→いじめ防止基本方針(本資料)の確認 ・学級懇談会にていじめ問題に関する対応等の周知と保護者との情報交換 ・4月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係事実の報告と対応等の検討	学級懇談会
5	上旬 中旬 下旬	・第1回いじめに関するアンケート(封筒調査) ・第1回いじめ対策委員会 ・5月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係事実の報告と対応等の検討	学年行事 教育相談アンケート
6	上旬 下旬	・第1回教育相談(全員を対象に相談を行う) ・6月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係事実の報告と対応等の検討	
7	中旬 下旬	・学級活動→夏季休業中の生活についての指導 ・三者面談で情報交換 ・7月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係事実の報告と対応等の検討	夏季休業 三者面談(3年生)
8	常時 下旬	・部活動を通して生徒の観察や指導(顧問、担任) ・生徒への電話連絡や家庭訪問 ・教職員生徒指導研修 ・8月いじめ報告 ・学年部会→各休業中の生徒についての状況報告と対応等の検討	夏季休業
9	下旬	・9月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係事実の報告と対応等の検討	
10	上旬 下旬	・三者面談にて情報交換と話し合い ・第2回いじめに関するアンケート(封筒調査) ・10月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係事実の報告と対応等の検討	三者面談
11	中旬 下旬	・第2回いじめ対策委員会 ・第2回教育相談(全員を対象に相談を行う) ・11月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係の事実の報告と対応の検討	教育相談アンケート
12	中旬 下旬	・三者面談で情報交換 ・学級活動→冬季休業中の生活についての指導 ・12月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係の事実の報告と対応の検討	三者面談(3年生)
1	上旬 中旬 下旬	・学年部会→冬季休業中の生徒についての状況報告 ・第3回いじめに関するアンケート(封筒調査) ・第3回いじめ対策委員会 ・1月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係の事実の報告と対応の検討	教育相談アンケート
2	上旬 下旬	・第3回教育相談(全員を対象に相談を行う) ・2月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係の事実の報告と対応の検討	
3	中旬 下旬	・学年部会→いじめ関係事案の報告 ・学級活動→学年末および学年始休業の指導 ・3月いじめ報告 ・学年部会→いじめ関係の事実の報告と対応の検討	

※いじめ対策委員会は、定期的に毎週木曜日、主任者会終了後に実施します。



3 いじめ防止等のための対策

いじめが起こらないように、日頃よりいじめが起こらないような環境づくりをしていきます。そのために、以下の取組をし、いじめ防止を推進します。

- ・日頃より、生徒一人一人の人権を大切に接していきます。
- ・授業や行事を通して、思いやりの心を育て、互いに助け合い高め合う集団作りを目指していきます。
- ・ボランティア活動へ積極的に参加することで、人との関りを身に付ける機会を設けます。
- ・各種便りを利用して、学校の様子や体制等についてお知らせし、開かれた学校を目指します。
- ・互いに聴き合い、温かい人間関係が築ける授業を目指します。
- ・広見小学校、丘小学校との交流を深める中で、9年間を見通した指導をしていきます。

また、具体的に以下の(1)～(5)を実施します。

(1) 人権教育の推進

- ①道徳科教育年間指導計画の中に、人権教育を位置付け、年間を通して推進します。
- ②Q-U検査とその結果の活用や、人間関係づくりプログラムを実施します。
 - ・検査は主に一年生を対象に行い、その結果を生徒個々の理解と学級経営に活用していきます。

(2) 子供が自主的に活動する場の設定

- ①生徒会活動の充実
 - ・生徒会本部や各委員会が主体となって学校生活の向上を図ることで、「自己存在感の体得」や「共感的人間関係の育成」を図ります。
- ②クラス会議の実施
 - ・エンカウンターを行ったり、クラスの現状や目標を話し合ったりする活動を通して、「共感的人間関係の育成」を図ります。
- ③行事の振り返りについて
 - ・学校行事を振り返り、仲間の良いところを見つけ伝え合います。それにより、「自己存在感の体得」を図ります。
 - ・学校行事を通して、目標に向かって頑張る仲間を認める学校風土を醸成します。それにより「共感的人間関係の育成」を図ります。

(3) 保護者や地域との連携

- ①保護者会や学級懇談会等でいじめに関する資料を配布し、いじめに関する共通認識を持ちます。
- ②PTA役員会やPTA総会で学校の様子をお知らせします。
- ③地域ボランティアとの連携をします。
 - ・朝の登校等、生徒の様子を見守ってもらいます。
- ④学校だよりや生徒指導だよりによって、いじめ防止に関する情報をお知らせします。

(4) いじめに関する教職員の研修

- ①静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用し、校内研修を実施します。
- ②人権教育研修会へ参加し、その内容を全職員へ周知します。
- ③スクールカウンセラーや外部講師による研修会を実施します。
- ④いじめ発見のチェックリストを活用し、いじめが起こっていないか常にチェックできるようにします。

(5) いじめの早期発見・早期対応

- ① アンケートの実施
 - a 年間 3 回実施(5 月、10 月、1 月)します。
 - ・希望記名式で行い、自宅で記入後、封筒に入れて担任に提出します。
 - b 実施後集計し、集計結果を基に、委員会で対策を検討します。
- ② 担任による全校生徒対象の教育相談を実施します。

a 年間3回実施(6月、11月、1月)します。

b 必要に応じて、さらに個別の教育相談も実施します。担任以外でも、生徒にとって話しやすい教員が対応します。

③スクールカウンセラーによる教育相談を実施します。

(6) 学校評価の実施

①年間2回学校評価を実施し、学級や学校の課題を明らかにし、いじめ防止等の取組の改善を図ります。

4 いじめが起こったら(早期対応)

いじめが起こった場合やいじめの情報が入った場合には、直ちにいじめ防止対策委員会を開き、対応について協議をしていきます。いじめを受けた生徒の安全を最優先に考え、対応していきます。

(1)いじめの情報を受けた場合は、直ちに委員会を開きます。

いじめ発生

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・主任、生徒指導への報告→管理職への報告→市教育委員会への報告
- ・いじめ防止対策委員会の召集(他の業務に優先して速やかに行います。)
- ・対応対策・方針の決定・組織の決定

情報収集

- ・当事者及び周りの生徒から聞き取り調査(複数で対応します。)
- ・関係職員との情報共有

情報共有・指導方針の決定

- ・職員の共通理解・支援体制の確立
- ・役割分担等の確認(状況に応じて随時対策委員会を開き修正を図ります)
- ・いじめられた生徒及びその保護者と、指導の方針について合意をします。

指導生徒への指導・支援 被害・加害児童生徒の保護者との連携

- ・いじめられた生徒の保護
- ・保護者(加害・被害)への連絡、事実関係を報告します。(直接会って話をします)
- ・被害生徒がいじめの解消を感じてから、3か月以上は経過を観察します。

いじめアンケート実施後は、集計を行い、一つ一つの事例を検証し、対応していく手立てをとります。

(2)重大事態への対応

重大事態が発生した場合には市教育委員会(市教委)に報告し、その指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

＜重大事態対応の流れ＞

教育委員会への報告

- ・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となっていくか、教育委員会が主体となっていくかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

- ・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

市長及び教育委員への説明・報告等

調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査
主体の場合、
学校が行う

教育委員会が
調査主体の場合、
教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

(3) いじめ対応への基本的な方針

①指導体制の確立

- ・委員会の方針のもと、チームで指導にあたります。
- ・いじめ対応の共通理解と一体感のある指導をします。

②生徒や保護者の気持ちに寄り添った、厳しさと温かさのある対応をします。

- ・時間や場所、話の聞き方に配慮します。
- ・被害者側の生徒、保護者の立場にたち、丁寧な対応をとります。
- ・加害者側には、いじめという事の重大さの理解、謝罪の意の醸成を図ります。
- ・加害者保護者への丁寧な説明と理解を確実にしていきます。

③いじめを受けている生徒の安全確保をします。

- ・学校生活内での観察、見守りを学校全体で行います。

④再発防止を含めた全体指導や、当事者の継続的な観察と声掛けを全体でします。

(4) ネットいじめに対する対応

インターネットの特殊性から、ネットの問題は表面化しにくく発見が遅れることが多くあります。そこで、未然防止を徹底させ、ネットいじめが起らないように努めます。また、ネットいじめが発覚した場合は、詳細を聞き取り、内容を確認していくとともに、最大限の範囲で書きこみ内容や画像を削除させていきます。

①未然防止

- ・ネットの危険性への啓発(情報モラルをテーマにした道德の授業等)
- ・保護者へのフィルタリングをかける事への呼び掛け
- ・家庭でのネットのルール作りへの呼び掛け
- ・SNS等におけるコミュニケーションの取り方の指導

②早期発見・早期対応

- ・被害にあった生徒及び関係生徒からの聞き取り調査
- ・本人、保護者の許可を得て内容を確認し、保護者への連絡をするとともに、できる限り、書き込み内容の削除を依頼します。

5 いじめの解消

いじめの解消とは、その場で謝罪をして終わりというものではありません。以下の2つの要因が見られた時に、いじめの一定の解消が見られたと判断をします。しかし、その後も継続して生徒の様子を見て、生徒本人から話を聞き継続的にいじめはないか様子を見ていきます。

〈いじめ解消の要件〉

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。